

下 関 市 告 示 第 6 4 5 号
令和8年(2026年)9月30日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法第78条により準用している地方税法第20条の2及び下関市税条例第18条の規定により公示送達する。

下関市長 前田 晋太郎

記

1 送達すべき書類

国税徴収法第54条に規定する調書

2 送達を受けるべき者

杉原 隆介

3 その他

送達できなかった書類は、下関市福祉部保険年金課に保管し、申出があればいつでも送達を受けるべき者に交付する。また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

(掲載期限：令和8年(2026年)10月7日まで)